承認第２号

専決処分した福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正の報告及び承認について

地方自治法第１７９条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、承認を求める。

令和７年２月３日提出

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長　　月　形　祐　二

理由

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和５年法律第４８号。以下「改正法」という。）が公布され、令和６年１２月２日から現行の健康保険証の新規発行を終了し、マイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカードをいう。）を基本とする仕組みに移行することとされたため、改正法の施行日（令和６年１２月２日）までに「福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」の一部改正の議決を得るにあたり、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、同条例の一部改正について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定に基づき、令和６年１１月２７日付けで専決処分を行ったものである。

専決第２号

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について（別紙）

令和６年１１月２７日

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長　　月　形　祐　二

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成１９年条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第２６条を削り、第２７条を第２６条とし、第２８条を第２７条とし、第２９条を第２８条とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和６年１２月２日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和６年政令第２６０号）第１０条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例
（平成１９年条例第２６号）　　新旧対照表

新	旧
第７章　罰則 第２５条　（略） （削る） 第２６条　広域連合は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由がなく法第１３７条第１項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、１０万円以下の過料を科する。 第２７条　広域連合は、偽りその他不正の行為により徴収猶予した一部負担金に係る徴収金その他法第４章の規定による徴収金（広域連合が徴収するものに限る。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の５倍に相当する金額以下の過料を科する。 第２８条　第２５条から前条までの過料の額は、情状により、広域連合長が定める。 ２　第２５条から前条までの過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発した日から起算して１０日以上を経過した日とする。	第７章　罰則 第２５条　（同左） 第２６条　広域連合は、法第５４条第４項又は第５項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者に対し、１０万円以下の過料を科する。 第２７条　（同左） 第２８条　（同左） 第２９条　（同左） ２　（同左）